

平成24年9月1日施行

東金市暴力団排除条例

暴力団に資金を提供しない!

条例制定の目的

本条例は、社会全体として、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本に、市、市民、事業者、関係機関、関係団体が連携及び協力して、市民生活や事業活動から暴力団の排除を推し進めるためのものです。

暴力団を利用しない!



暴力団を恐れない!

東金市暴力団排除条例の主な内容

| | |
|--------------|---|
| 市の事務・事業からの排除 | 暴力団や暴力団と密接な関係のある者を公共工事等の入札に参加させないなど、市の事務・事業から排除します。 |
| 市民・事業者に対する支援 | 市民や事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう情報の提供等の支援を行います。 |
| 児童及び生徒に対する教育 | 小中学校において、児童・生徒が暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないように教育を行います。 |
| 威力利用・利益供与の禁止 | 市民は、暴力団の威力を利用してはいけません。また、暴力団員に利益供与してはいけません。 |

みんなの意識をひとつに！社会全体での暴力団排除！